

平成17年3月11日

各 位

T & Dフィナンシャル生命保険株式会社

## 但馬銀行と個人年金保険販売における業務提携および 「スマイル」(年金原資保証型)の販売開始について

T & D保険グループのT & Dフィナンシャル生命保険株式会社(社長:水山 修)は、新たに株式会社但馬銀行(本店:兵庫県豊岡市、取締役頭取:倉橋 基)と生命保険募集代理店委託契約を締結し、「スマイル」の販売を3月14日(月)より開始いたします。

「スマイル」は、お客さまからご要望の多い「年金原資保証」機能(年金にかえて一括受取される場合も最低保証します)を付加し、「シンプルでわかり易い商品性」を特長としております。さらに、お客様の様々なニーズに柔軟に対応するため、「特別引出機能」や「遺族年金特約」等も組み込みました。

なお、当商品は、「変額年金保険等の最低保証リスクに係る責任準備金等に関する告示及び事務ガイドライン」に定める新たな責任準備金積立規制に対応した商品であります。特に、最低保証リスクに対する先進的な対応手法としてヘッジ戦略を導入しており、お客さまの将来の年金準備に向けて安心してご加入いただける商品設計になっております。

当社は、当商品を「変額年金マーケットのすそ野を拡大する商品」と位置付けており、今後も順次金融機関への提供を進めてまいります。

当社は、今後もお客さまニーズに応えることのできる商品・サービスを提供し、変額年金マーケットでのトップブランドの地位を目指します。

### 1. 「スマイル」の主な特長

#### 年金原資・死亡給付金とも一時払保険料(基本保険金額)を最低保証

- ~年金原資は、年金支払開始日の前日における積立金額が基本保険金額(=一時払保険料)を下回っても、基本保険金額を最低保証します(年金にかえて一括受取される場合も最低保証します)。
- ~運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合は、「積立金額」または「基本保険金額」のどちらか大きい金額をお支払いいたします。

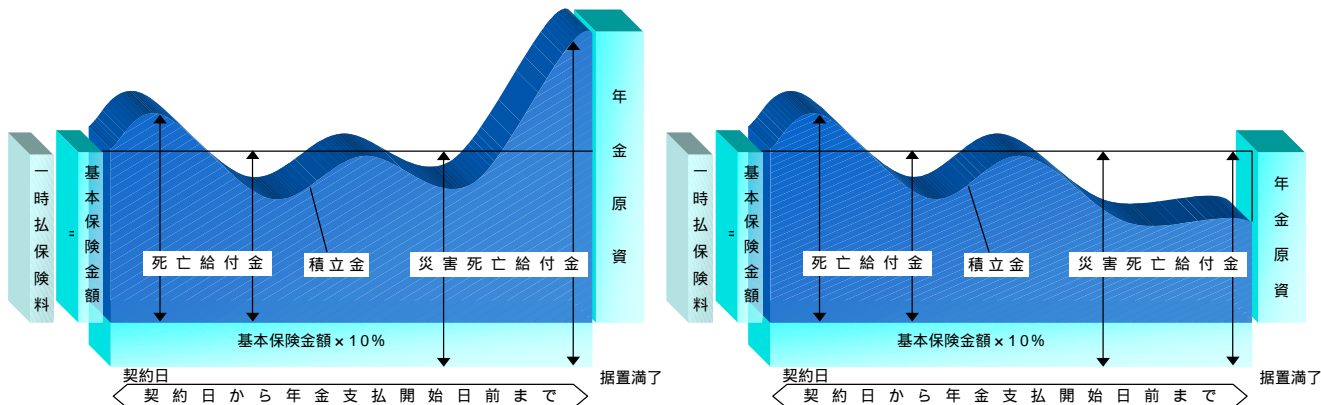
#### シンプルでわかり易い商品性

- ~お客さまの将来設計に応じて、3種類の運用コースに集約しております。
  - ~10年運用コース・15年運用コース・20年運用コース
- ~特別勘定は安定的な運用を目指しバランス型ファンドを取り揃えるとともに、運用関係費用はどの特別勘定も一律としております。
  - ~特別勘定数:10年・15年運用コースは1本、20年運用コースについては4本

## 2. 仕組み図

【積立金額が基本保険金額を上回る場合】

【積立金額が基本保険金額を下回る場合】



## 3. 商品のお取扱い

運用コース	10年運用コース	15年運用コース	20年運用コース										
契約年齢の範囲	30歳以上75歳以下	30歳以上70歳以下											
保険料の範囲	150万円以上5億円以下(1,000円単位)												
保険料払込方法	一時払のみ												
年金原資保証	あり												
年金の種類等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年金種類</th> <th>支払期間または保証期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確定年金</td> <td>5・10・15・20・25年</td> </tr> <tr> <td>確定年金【前厚型】</td> <td>10・15・20・25年</td> </tr> <tr> <td>保証期間付終身年金</td> <td>5・10・15・20年</td> </tr> <tr> <td>保証期間付夫婦連生終身年金</td> <td>10年</td> </tr> </tbody> </table> <p>確定年金【前厚型】は、前厚期間として当初の5年間の金額が以降の年金額の2倍となる。</p>			年金種類	支払期間または保証期間	確定年金	5・10・15・20・25年	確定年金【前厚型】	10・15・20・25年	保証期間付終身年金	5・10・15・20年	保証期間付夫婦連生終身年金	10年
年金種類	支払期間または保証期間												
確定年金	5・10・15・20・25年												
確定年金【前厚型】	10・15・20・25年												
保証期間付終身年金	5・10・15・20年												
保証期間付夫婦連生終身年金	10年												

## 4. その他の特長

特別引出機能	積立金額が基本保険金額を上回っていた場合、上回った部分に対し解約控除がかかることなく引き出すことができます(お取扱は、1保険年度1回までとなります)。
遺族年金支払特約	死亡給付金や災害死亡給付金を一時金に代えて年金(確定年金)で受け取ることができますので、ご遺族の当面の生活資金(定期収入)としてお使いいただけます。

以上